

令和4年度第7回選挙管理委員会議事録

日 時 令和4年12月1日(木) 午前9時から
 場 所 日進市役所4階 第1会議室
 出席者 星野委員長、三浦委員、上田委員、大竹委員
 事務局 石川書記長、石川書記、渡辺書記、桑ヶ谷書記
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 無
 議 題 1. 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について
 2. 在外選挙人名簿登録者数(案)について
 3. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から令和4年度第7回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	(あいさつ)
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日については令和4年12月1日、登録日については令和4年12月1日であります。</p> <p>住所要件は、令和4年9月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3ヶ月以上日進市に住所を有する方です。</p> <p>年齢要件は、平成16年12月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象です。また、令和4年7月31日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性36,696人、女性37,546人、合計74,242人となりました。前回9月の定時登録より合計で65人増加しました。</p> <p>また、これにより直接請求に必要な署名数が算定されることとなります。</p> <p>日進市条例の制定改廃等に必要署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,485人、議会の解散、市長のリコール等に必要署名数は、登録者数の3分の1にあたる24,748人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる12,374人となります。資料</p>

	<p>2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの74, 242人について、投票区別の登録状況が示してあります。</p> <p>それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
各委員	名簿確認
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録等について、案のとおり決定してよろしいか。
各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題1 選挙人名簿定時登録及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について説明します。</p> <p>資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方であります。委員長の専決処分て前回9月の定時登録以後、資料3のとおり3人を登録し、9人を抹消しました。これにより、12月2日現在の登録者総数は、男性36人、女性29人の合計65人となり、前回9月の定時登録より合計で6人の減少です。また、資料4に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの65人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の登録日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。</p> <p>それでは、在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきたいと思ひます。</p>
各委員	名簿確認
委員長	議題2の在外選挙人名簿登録について、事務局からの報告のとおり、確定してよろしいか。
各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）については、事務局案のとおり承認します。</p> <p>続きまして、議題3その他ですが、事務局は何かありますか。</p>

事務局	<p>1点ございます。</p> <p>全国市区選挙管理委員会連合会表彰規程に基づく表彰についてです。同表彰規程第1条の規定により7年以上選挙管理委員として在職されました三浦委員が表彰されましたのでご報告いたします。</p>
委員長	<p>何か質問、意見等がありますか。</p>
委員	<p>意見なし</p>
委員長	<p>他に議題はありますか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
委員長	<p>それでは、第7回選挙管理委員会を終了します。</p>
	<p>午前9時20分閉会</p>